

昭和42年2月1日京都市交通局公告（京都市交通局公印の印影について）の一部を次のように改めます。

平成23年4月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

第5項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この公告は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)